

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (加註E) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ギニア	首都圏周辺地域小中学校建設計画のための贈与に関する日本政府とギニア共和国政府との間の交換公文	首都圏周辺地域小中学校建設計画を実施するために必要な 1. 教室及び関連施設の建設及び改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の施設の管理指導に必要な役務の供与	463,000千円 H19.3.31まで	H18.7.7 コナクリ で (同日)	日本側 片岡林造在ギニア大使 ギニア側 シデイベ・フアトウワタ・カバ国際協力大臣	H18.7.24 442号
ギニア	コナクリ市飲料水供給改善計画のための贈与に関する日本政府とギニア共和国政府との間の交換公文	コナクリ市飲料水供給改善計画を実施するために必要な 1. 浄水場及び送水管の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	675,000千円 H19.3.31まで	H18.7.7 コナクリ で (同日)	日本側 片岡林造在ギニア大使 ギニア側 シデイベ・フアトウワタ・カバ国際協力大臣	H18.7.24 443号
ギニア	ギニア・ラジョ・テレビ局番組ソフト整備計画のための贈与に関する日本政府とギニア共和国政府との間の交換公文	ギニア・ラジョ・テレビ局番組ソフト整備計画を実施するために必要な 1. 番組ソフト及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の番組ソフトの輸送に必要な役務の供与	36,300千円 H19.3.31まで	H18.7.7 コナクリ で (同日)	日本側 片岡林造在ギニア大使 ギニア側 シデイベ・フアトウワタ・カバ国際協力大臣	H18.7.25 445号
ギニア	ブルビネ零細漁港拡張計画のための贈与に関する日本政府とギニア共和国政府との間の交換公文	ブルビネ零細漁港拡張計画を実施するために必要な 1. 漁業基盤施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	405,000千円 H19.11.28まで	H18.11.29 コナクリ で (同日)	日本側 片岡林造在ギニア大使 ギニア側 シデイベ・フアトウワタ・カバ国際協力大臣	H18.12.11 663号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。